

令和8年度京極町除排雪機械運転免許取得支援事業

京極町は将来的にわたって本町の除排雪体制を維持していくことを目的として、除排雪機械の運転に必要な免許等の取得費用を補助します。

【申請受付期間について】

令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）

※ 教習所等の混雑状況・免許等取得に要する期間を勘案して申請してください。

【運転免許等の取得希望者の要件について】

次の「個人」または「企業等」のいずれかの要件を全て満たす方

今年度（令和8年度）から免許等取得希望者の要件を拡大しました。

区分	補助要件
個人	<ul style="list-style-type: none">京極町に住所を有すること。普通自動車免許を所持し、<u>申請時に60歳未満であること。</u>京極町の税金及び使用料等を滞納していないこと。免許等を取得した日の属する年度の<u>翌年度から起算して3年を経過する日（令和12年3月末）まで、京極町の除排雪業務への従事を希望すること。</u>
企業等	<p><企業等・雇用主の要件></p> <ul style="list-style-type: none">京極町内に本社を置き、建設業の許可を受けていること。直近5年間に京極町内の国道・道道・町道・公共施設等の除排雪業務の受託実績があること。企業等及び代表が京極町の税金及び使用料等を滞納していないこと。 <p><被雇用者の要件></p> <ul style="list-style-type: none">上記の企業等に雇用されている、または雇用を予定されていること。普通自動車免許を所持し、<u>申請時に60歳未満であること。</u>京極町の税金及び使用料等を滞納していないこと。免許等を取得した日の属する年度の<u>翌年度から起算して3年を経過する日（令和12年3月末）まで、雇用先で除排雪業務への従事を確約すること。</u> <p>※ 補助金の支払先は、企業（雇用主）に行います。</p>

※ 上記に違反した場合及び資格取得後3年以内に免許取消し処分を受けた場合は、補助金全額の返還を求めます。

【補助対象の免許等について】

次の免許等の取得費用を補助対象とします。

- ・ 大型自動車免許
- ・ 大型特殊自動車免許
- ・ 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用機械）運転技能講習

※ 教習所等の冬期加算金、交通費、宿泊費、食事代などは補助対象としません。

【補助金の額について】

補助金の額は、補助対象経費の2分の1（最大30万円）

- ※1 補助金の算出額に千円未満がある場合は、切り捨てた額とします。
- ※2 他の制度から補助金を受ける場合は、その額を補助対象経費から控除します。
- ※3 事前に補助申請書を提出して補助決定通知を受けていない方は、補助対象外とします。
- ※4 免許等取得後に実績報告書（添付書類あり）を本町へ提出していただき、補助金額を確定します。後日、補助金を指定口座へご入金します。免許等取得前に補助金のお支払い（前金払い）はしません。

【例1】

大型自動車免許、大型特殊自動車免許及び車両系建設機械運転技能講習を
取得した場合

$$\begin{aligned} & \text{補助対象経費（取得費用）} 573,880\text{円} \times \text{補助率} 1/2 \\ & = 286,940\text{円} \rightarrow \text{補助金の額 } \underline{286,000\text{円}} \end{aligned}$$

【例2】

大型特殊自動車免許及び車両系建設機械運転技能講習を取得した場合

$$\begin{aligned} & \text{補助対象経費（取得費用）} 195,600\text{円} \times \text{補助率} 1/2 \\ & = 97,800\text{円} \rightarrow \text{補助金の額 } \underline{97,000\text{円}} \end{aligned}$$

当該補助制度のご活用をお考えの方・事業主の方は、下記担当課までお気軽にご相談ください。申請書類は建設課窓口のほか、京極町公式ホームページからダウンロードすることができます。

お問い合わせ先

京極町役場 建設課管理係 電話 0136-42-2111